

令和8年10月15日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉田(内3668 直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年9月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	3(3)
職員等	1(0)
計	4(3)

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	0
その他	0
計	4

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	過去に行われた懲戒処分 of 公表内容において、被害者への配慮がされていない。	処分の公表については、厳正に判断されたものであり、不受理とした。
②	ある所属の職員同士で業務と関係のない雑談をしている。	調査の結果、一部事実が認められたため、当該職員を指導した。
③	ある中学校の部活動において、適切な休養日を設けず活動している。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、通報の事実は認められなかったとの報告を受けた。
④	ある小学校の理科担当教員の指導の在り方について、安全管理が不適切である。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、おおむね事実であると認められたため、市町村教育委員会から管理職及び当該職員に対し、安全管理を徹底するよう厳重に指導したとの報告を受けた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3 ② ③ ④
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ③
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2 ② ④
(3)調査を継続中としたもの	
(4)不受理としたもの	1 ①